

京極温泉入館料免除証明書の発行について

町では、町内在住の満70歳以上の方や障がい者手帳等をお持ちの方などを対象に「京極温泉入館料免除証明書」を発行しています。

証明書の発行には、「京極町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限に関する条例」に基づき納税状況の確認が必要となります。

1. 交付対象者（いずれかに該当する方）

① 町内に住所を有する満70歳以上の方

※満70歳になる翌月から対象となります。

申請時に印鑑をお持ちください。

② 満65歳～69歳かつ、世帯員全員が満65歳以上で非課税の方

③ 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持の満69歳までの方

※申請時に「手帳」と印鑑をお持ちください。

④ ひとり親世帯の親、及び満18歳以下のお子さん

※「ひとり親家庭等医療費受給者証」など、ひとり親世帯であることを証明できるものと印鑑をお持ちください。

※4月1日時点で、満18歳以下のお子さんのいない世帯は対象外です。

※年度内に18歳になるおさんは、翌年の3月31日まで対象です。

2. 証明書申請方法

「納税状況確認同意書」を提出していただきます。

※「納税状況確認同意書」は、住民福祉課にあります。

税務課で納税状況確認後に「証明書」の発行となります。

3. 利用内容

① 「証明書」を京極温泉入館時に提示すると、[週2回]まで無料で利用できます。

※週とは「日曜から始まり土曜で終わる一週間」で、年度替わりも同じです。

② 「証明書」を入館時に提示できない場合は、有料になります。

【問い合わせ先：住民福祉課】